

## スポット延長保育利用料の返還手続について

スポット延長保育利用料の返還手続のために、下記の書類等の提出が必要になります。

### 記

#### 1 提出していただく書類

- ① スポット延長保育利用券（原本）
- ② スポット延長保育料還付請求書件口座振替依頼書

#### 2 「スポット延長保育料還付請求書件口座振替依頼書」の記入上の注意

書類にご記入いただく次のア～イまでの『氏名欄』については、すべて同一の方で願います。

ア：請求者氏名

イ：振込口座の名義人

#### 3 提出場所

中央区役所 6階保育課保育入園係または区立認可保育所（公設民営園を除く）

※ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

#### 【問合せ先】

中央区福祉保健部保育課保育入園係

〒104-8404

中央区築地一丁目1番1号

電話 3546-5227・5387・9587